

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した傷病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年頃から〇会社のトラック運転手として作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、荷積み作業終了後、地面からの高さ1m40cmあるトラックの荷台より飛び降りた時、荷台にある溝に靴の踵が引っ掛かりバランスを崩す形になり、四つん這いのような状態で着地したため、右手を突き上げられた状態になり、右肩に痛みが発症している。

負傷後、請求人は通常どおり作業に従事していたが、痛みが激しくなり平成〇年〇月〇日と同月〇日に〇病院に受診し「右肩腱板断裂」と診断され、その後も通常どおり作業には従事していたところ、平成〇年〇月頃より積み荷を持った状態で右手を挙上すると痛みが生じるようになり、痛みが強くなったため、再度、平成〇年〇月〇日に〇病院に受診しているものである。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

業務中のけがが原因で、その後業務を続けたための傷病であり、業務上の災害であることは明らかである。

したがって、災害発生状況と傷病との因果関係が認められないとして行った監督署長の不支給処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次のとおり述べている。

(1) 業務遂行性

請求人は、業務中に「右肩腱板損傷」を発症しており、事業主の支配下ある状態に該当するため、業務遂行性は認められる。

(2) 業務起因性

本件災害は、請求人が平成〇年〇月〇日、高さ1m40cmあるトラックの荷台より飛び降りた時、バランスを崩す形になり四つん這いの状態で着地したため、右手を突き上げられ右肩に痛みが発症している。

しかし、請求人は、負傷後も通常どおり業務に従事しており、右肩の痛みが激しくなり平成〇年〇月〇日、〇日に〇病院に受診しているが、MRI検査は行われていなく、その後も通常どおり業務に従事し、平成〇年〇月頃に右手を挙上すると痛みが出て痛みが強くなったため、再度、平成〇年〇月〇日に〇病院に受診しているものである。

主治医は、MRI時右肩腱板に断裂を認め、年齢も若いうえ、平成〇年〇月〇日に外傷の既往があり、この際に腱板断裂を生じたと考えている。さらに、外傷の既往がはっきりしないが、受傷後より右肩の痛みが出現していることを考えると、平成〇年〇月〇日の外傷が契機と考えている。

地方労災医員は、災害発生状況と右肩腱板損傷との関連性について、腱板断裂は腱板の変性が進行する中年以降に発症し、明らかな外力がなくても腱板断裂が生じ、軽微な外傷もしくは非外傷の状況下でも日常生活において腱板断裂は生じるものであり、負傷直後の受診時に確定診断のためのMRI検査を施行しておらず、負傷から5ヵ月を経過した平成〇年〇月〇日のMRI検査で腱板断裂は確認されたが、軽微な外傷若しくは非外傷でも腱板断裂は発症するため、今回被災労働者に発症した腱板断裂は労災としては一般的には認められないと述べ、平成〇年〇月〇日の負傷と請求人に発症した右肩腱板断裂との因果関係を否定している。

以上により、主治医は、負傷直後の状態が確認できるMRI検査が平成〇年〇月に実施していない事もあり、主治医が述べている平成〇年〇月〇日の負傷によって右肩腱板断裂が発症したとするには医学的因果関係が乏しいと考えられるため、地方労災医員の意見のとおり、平成〇年〇月〇日

の災害発生状況と右肩腱板断裂との相当因果関係は認められないことから、業務起因性は認められないものとして不支給処分としたものである。

4 審査官の判断

請求人が平成〇年〇月〇日トラックの荷台から転落、負傷したことは、事業場代表取締役の電話確認書等からも認められる。

主治医は、MRI時肩腱板に断裂を認め、年齢が若く、平成〇年〇月に外傷の既往があり、この際に腱板断裂を生じたと考えとし、〇月〇日の事故との因果関係を認めているが、監督署長は、主治医が「外傷の既往がはっきりしないため、受傷後より右肩の痛みが出現していることを考えると、平成〇年〇月時の外傷が契機と考える。」との意見の「外傷の既往がはっきりしないため」を捉えて、因果関係を認めているものではないとしているが、審査官が主治医に確認したところ、「外傷の既往がはっきりしない」とは、「〇月〇日以前の既往がはっきりしない」という意味であり、〇月〇日の負傷のことを言っているのではないと答えている。

地方労災医員は、「一般的には腱板断裂は腱板の変性が進行する中年以降に発症し、明らかな外力がなくても腱板断裂が生じ、軽微な外傷もしくは非外傷の状況下でも日常生活において腱板断裂は生じるものであり、負傷直後の受診時に確定診断のためのMRI検査を施行しておらず、負傷から5ヵ月を経過した平成〇年〇月〇日のMRI検査で腱板断裂は確認されたが、今回の労災が腱板断裂を引き起こした原因と考えるには十分な証拠に乏しい。したがって労災としては一般的には認められない」、としているが、発症から期間が経過していること、負傷直後にMRI検査をしていないこと及び軽微な外傷もしくは非外傷の状況下でも日常生活において断裂は起こりうるという理由等から、労災の適用が一般的に認められないというようなことはなく、判断するのに必要な調査を行い、必要な意見を求め決定することから、地方労災医員の意見に直ちに賛同することはできない。

請求人は負傷後、〇月まで通常の勤務をしているが、右肩腱板断裂の状態の仕事への従事が可能かについて、主治医は、「平成〇年〇月に撮影したMRI検査では、患者の腱板断裂の状態はひどい状態でした。患者の話から生活もかかっていたので痛みを我慢しながら仕事をしていました。これまでの私の経験から痛みよりも筋力低下の方が大きかったのではないかと思います。このため、運転はなんとかできて荷物の上げ下ろしでは右肩をかばいながら左肩に無理をかけて作業をしていたと思います。」と述べている。

以上から、請求人は平成〇年〇月〇日の負傷から、〇月〇日に腱板断裂と診断されるまでの間、〇月〇日負傷した以外で、右肩を負傷するような事実も認められないこと、主治医は、「負傷を伴わずに摩耗による腱板断裂は、60～70代では考えられるが、この患者はまだ50代で外傷によるものだと考えます。これまで50代で負傷を伴わずに摩耗による腱板断裂は全く経験がないわけではありませんが、そのような場合には、その方の特異体質が原因でした。」と述べていること及び平成〇年〇月時の外傷が契機と考えるとしていることから、請求人の腱板断裂の負傷は、平成〇年〇月〇日、荷積み作業終了後、トラックの荷台より転落した際に負傷したものと認めるのが妥当と思われる。

したがって、監督署長が請求人に対してなした、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められないとした処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。